

医療審議会及び医療法人部会について

1 医療審議会の概要

医療審議会は、医療法に規定された事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じ、医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議する。

(1) 設置根拠 医療法第 71 条の 2 医療法施行令第 5 条の 16 から第 5 条の 22

(2) 審議事項

ア 医療法に規定された事項について調査審議

- ① 医療計画の作成・変更 (医療法 第 30 条の 4 第 12 項)
- ② 地域医療支援病院の承認 (" 第 4 条第 2 項)
- ③ 地域医療支援病院の承認取消 (" 第 29 条第 5 項)
- ④ 病床過剰地域に係る病院開設等の許可の制限 (" 第 7 条の 2 第 6 項)
- ⑤ 病院の開設等に係る勧告 (" 第 30 条の 11)
- ⑥ 社会医療法人の認定取消 (" 第 64 条の 2 第 2 項)
- ⑦ 医療法人等の法令等の違反に対する措置 (" 第 64 条第 3 項)
- ⑧ 医療法人の設立認可の取消 (" 第 66 条第 2 項)

イ 知事の諮問に応じ医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議

(3) 委員数 16 人

(4) 任期 2 年 平成 25 年 5 月 23 日～平成 27 年 5 月 22 日

(5) 開催回数 年 3 回 (5 月、9 月、3 月予定)

2 医療法人部会の概要

(1) 設置根拠 医療法施行令第 5 条の 21

(2) 設置目的 医療法人の設立認可が多数生じることから、医療審議会に部会を設置し、専ら医療法人の設立等に関する事項を調査審議する。

(3) 調査審議事項

○ 医療法に規定された医療法人等の設立認可に関する事項について調査審議

- ① 社会医療法人の認定 (医療法 第 42 条の 2 第 2 項)
- ② 医療法人の設立の認可又は不認可の処分 (" 第 45 条第 2 項)
- ③ 医療法人の解散の認可又は不認可の処分 (" 第 55 条第 7 項)
- ④ 医療法人の合併の認可又は不認可の処分 (" 第 57 条第 5 項)
- ⑤ その他医療法人に関する事項

(4) 委員数 10 人以内 ※医療審議会長の指名により選任

(5) 開催回数 年 2 回 (9 月、3 月予定) ※医療審議会終了後

長野県医療審議会医療法人部会運営要領

（目的）

第1 医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21第1項の規定により、長野県医療審議会（以下「審議会」という。）に、医療法人部会（以下「部会」という。）を設置する。

（審議事項）

第2 部会は、医療法人に関する次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第42条の2第2項の規定による社会医療法人の認定に関する事項
- (2) 法第45条第2項の規定による設立に関する事項
- (3) 法第55条第7項の規定による解散に関する事項
- (4) 法第57条第5項の規定による合併に関する事項
- (5) その他医療法人に関する事項

（組織）

第3 部会は、委員10名以内で組織する。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の会長が指名する。
- 3 部会には部会長を置き、その属すべき委員の互選により定める。
- 4 部会長は、会務を処理する。
- 5 部会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者がその職務を行う。

（会議）

第4 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会の決議は、審議会の決議とする。

（事務局）

第5 部会の事務局は長野県健康福祉部医療推進課に置く。